

設 立 認 証 申 請 書

平成29年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

〒350-1108

申請者 住所又は居所

埼玉県川越市伊勢原町2丁目11番地11

氏名 増田 純一

印

電話番号 049-234-5269

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称 かわごえ里山イニシアチブ
- 2 代表者の氏名 増田 純一 (ますだ じゅんいち)
- 3 主たる事務所の所在地 埼玉県川越市伊勢原町2丁目11番地11
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、川越市や周辺都市を中心にすべての人々を対象として、自然と調和し人と生きものにやさしい田んぼ活動を行い、誰もが安心して安全に暮らせる自然と人間が共生できる環境豊かな里山づくりを推進し普及していくことを目的とする。

特定非営利活動法人

かわごえ里山イニシアチブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人かわごえ里山イニシアチブ（略称：かわごえ里山）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県川越市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、川越市や周辺都市を中心にすべての人々を対象として、自然と調和し人と生きものにやさしい田んぼ活動を行い、誰もが安心して安全に暮らせる自然と人間が共生できる環境豊かな里山づくりを推進し普及していくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 情報化社会の発展を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 田んぼ活動に関する調査研究事業
 - ② 講習会・イベント開催事業
 - ③ 情報収集及び情報発信事業
 - ④ 農業分野における情報通信技術の利活用に関する事業
 - ⑤ 環境にやさしい農産物の頒布事業
 - ⑥ その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書又は電子メールで代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電子メールでもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書又は電子メールで代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において正会員総数の2分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
- (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人以上2人以下を副代表理事とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 役員は、再任されることができる。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(役員報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受けると者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第4章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併

- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 会員の除名
- (6) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の3分の2以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知され

た事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数(書面等表決者又は表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。)
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、第27条第3項の規定により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（理事会の定足数）

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（理事会の議決）

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会における表決権等）

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面等表決者にあつてはその旨を付記すること。)
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
 - 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雑則

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

但し、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	増田純一
副代表理事	高梨耕治
副代表理事	小瀬博之
理事	上加治三千代
理事	内田聖美
理事	柏井喜代恵
理事	小林順吉
理事	田崎愛知郎
理事	谷道輝夫
理事	田中三四子
理事	原慶賢
理事	藤岡重歳
監事	佐藤小百合
監事	七星雄史郎

3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成31年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成30年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

但し、これまでの任意団体「かわごえ里山イニシアチブ」から継続する会員については現行のままとする。

(1) 個人

正会員

① 入会金 1000円

② 年会費 2000円

賛助会員

① 入会金 無

② 年会費 1000円

(2) 団体

正会員

① 入会金 3000円

② 年会費 5口以上（1口1000円）

賛助会員

① 入会金 無

② 年会費 2口から4口まで（1口1000円）

確 認 書

特定非営利活動法人かわごえ里山イニシアチブは、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、平成29年10月28日に開催された設立総会において確認しました。

平成29年10月28日

特定非営利活動法人かわごえ里山イニシアチブ

設立代表者 住所又は居所

川越市伊勢原町2丁目11番地11

氏名 増田 純一

(印)

設立趣旨書

1 趣旨

「かわごえ里山イニシアチブ」は、人と自然にやさしい地域、田んぼを中心とした生きものを育む里山一田園風景を保全・創造し、人の暮らしと調和した心豊かな地域環境を取り戻す事を目的に活動します。

ラムサール・ネットワーク日本が国連の生物多様性締約国会議（COP10）の達成年度である2020年を目標として取り組んでいる「田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト」の行動計画を基本に連携して活動します。個人、大学、行政、社会福祉法人、農家など、さまざまな立場の人たちが活動を尊重し、ゆるやかな連携を目指します。

活動の問題意識としては、高齢化や低価格化による休耕田の増加や農薬の環境への影響です。

農薬は労働力を削減し、効率的なお米作りに劇的な効果をもたらしたという反面、特に、ネオニコチノイド系や浸透性の農薬が生きものの生態系に影響を及ぼしているだけでなく、脳の発達途上にある子供たちへの脳神経に影響を及ぼし、発達障害、学習障害、自閉症、注意欠陥多動性障害などの子供たちが増加の一途を辿っています。

また、これらの農薬を含んだ田んぼからの水は河川に流れ、やがては飲み水となり自分たちの体に循環していきます。

このように、日本の多様な生きものを生み出してきた原風景である田んぼは、生きものが減少する環境に、川越の自然環境も例外ではありません。

このような問題意識から、この法人では生物多様性豊かな環境を目指して田んぼをフィールドにした様々な活動を行います。この中で、田園風景の景観づくりや環境にやさしいお米づくりを中心に農薬や化学肥料を使わない農法の実践を行い、生物多様性豊かな田んぼの普及・啓発に寄与する目的で設立します。

これらの活動をするに当たり、活動の幅を拡げたり社会的な認知を得て活動するには任意の市民団体としては限度があり、信頼性のある活動団体として活動をしていくためには、特定非営利活動法人の設立が望ましいと考えています。

2 申請に至るまでの経過

平成25年12月に任意の市民団体として設立準備発起人会を立ち上げ、平成26年6月28日に設立総会を開催して、市民団体「かわごえ里山イニシアチブ」を立ち上げました。

以来、田んぼをフィールドとした生物多様性に関わる諸活動を行い、農家、個人、大学、社会福祉法人、NPO法人などとゆるやかな連携により活動してきました。

平成27年度は、川越市吉田地域でみんなで田んぼをシェアして無農薬・無化学肥料による米づくりをする「かわわ（川越の輪）シェア田んぼ」を実践し、平成28年度はかわわシェア田んぼの拡張版として福田地域で「生きものを育む田んぼプロジェクト2016」を立ち上げ、平成29年度は「生きものを育む田んぼプロジェクト2017」を行っています。

平成28年度10月には「生きものを育む田んぼプロジェクト」が国連生物多様性の10年日本委員会の連携事業として認定を受けました。

また、平成29年2月18日にはラムサール・ネットワーク日本との共同主催で、埼玉県、川越市、かわごえ環境ネットの後援を得て「田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト全国集会in川越」を開催しました。

以上のような活動を行うなど、ほぼ4年が経過しました。活動当初から将来のNPO法人化を視野に入れ、その間、各機関へ相談をし要件の確認やメリット・デメリットの検討を重ねてきました。平成29年7月22日にNPO設立準備会、平成29年10月28日に設立総会を開催しました。

今後継続的な事業を展開し、団体として運営を強化するためにも、NPO法人化は不可欠と

考えています。

- 平成25年12月～設立準備発起人会で任意団体「かわごえ里山イニシアチブ」を検討
- 平成26年 6月 第1回総会を開催し「かわごえ里山イニシアチブ」を設立
- 平成27年 4月～「かわわ（川越の輪）シェア田んぼ」を実施
- 平成28年 4月～「生きものを育む田んぼプロジェクト2016」を実施
- 平成28年 7月 NPO法人の検討開始、設立要件確認、法人化の必要性認識
- 平成28年10月 「生きものを育む田んぼプロジェクト2016」が国連生物多様性の10年日本委員会の連携事業として認定される
- 平成29年 4月～「生きものを育む田んぼプロジェクト2017」を実施
- 平成29年 7月 準備会(発起人会)を実施
定款、事業計画書等の案を作成
- 平成29年10月 設立総会の開催

平成29年10月28日

特定非営利活動法人 かわごえ里山イニシアチブ
設立代表者
氏名 増田純一

特定非営利活動法人かわごえ里山イニシアチブ設立総会議事録

- 1 日 時 平成29年10月28日 13時45分～15時20分
- 2 場 所 埼玉県川越市新宿町1丁目17番地17（ウェスタ川越1階、南公民館和室）
- 3 出席者数 12人（うち書面による出席者1人）
- 4 審議事項
 - (1) 議長及び議事録署名人の選任について
 - (2) 法人設立の意思の決定について
 - (3) 定款案について
 - (4) 役員及び代表者の選任について
 - (5) 事業計画案及び活動予算案について
 - (6) 確認書の内容に関する確認について
- 5 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (1) 議長について、柏井喜代恵が選任された。議事録署名人について、小瀬博之と田崎愛知郎の2名が選任された。
 - (2) 法人設立の意思について審議したところ、全会一致の賛成により法人を設立することを議決した。
 - (3) 定款案について審議したところ、次の3点の変更を行うことで全会一致の賛成により議決した。
 1. 第5条(1)④の「農業分野のIoT利活用に関する事業」を「農業分野における情報通信技術の利活用に関する事業」に変更する。
 2. 第13条(1)理事の「10人以下」を削除する。
 3. 第13条3の「理事会」を「総会」に変更する。
 - (4) 役員として以下の者を全会一致で選任した。

理事：増田純一、高梨耕治、小瀬博之、上加治三千代、内田聖美、柏井喜代恵、小林順吉、田崎愛知郎、谷道輝夫、田中三四子、原慶賢、藤岡重歳
監事：佐藤小百合、七星雄史郎

また上記のうち代表者として、代表理事に増田純一を、副代表理事に高梨耕治と小瀬博之の2名を全会一致で選任した。
 - (5) 事業計画案及び活動予算案について審議したところ、次の2点の変更を行うことで全会一致の賛成により議決した。
 1. 事業計画書における定款の事業名「農業分野のIoT利活用に関する事業」を「農業分野における情報通信技術の利活用に関する事業」に変更する。
 2. 「平成29年度活動予算書」のうち、前期繰越正味財産額の143,411円を經常収益の受取寄付金に組み入れ、經常費用の特別経費を700,000円から650,000円に変更する。
 - (6) 確認書の内容について、当法人が該当していることを出席者全員で確認した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成29年10月28日

議 長 柏井 喜代恵 (印)

議事録署名人 小瀬 博之 (印)

同 田崎 愛知郎 (印)

平成29年度 事業計画書

特定非営利活動法人 かわごえ里山イニシアチブ

1 事業実施の方針

川越市や周辺都市すべての住民を対象として、「生きものを育む田んぼ」活動を行う事で誰もが安心して安全に暮らせる自然と人間が共生できる環境豊かな里山づくりを行う。

2 事業の実施に関する事項（成立の日～平成30年3月31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込み額 (千円)
田んぼ活動に関する調査研究事業	・環境にやさしい米づくり ・稲作に関するデータ収集及び分析 ・生きもの調査の実施	・毎週2回 ・毎日 ・年2回	C0江戸かわごえ初雁の里	15名	川越市民及び周辺都市住民 200名	600
講習会・イベント開催事業	講習会・イベント・交流会	年5回以上	C0江戸かわごえ初雁の里田んぼ、公民館等	15名	川越市民及び周辺都市住民 100名	200
情報収集及び情報発信事業	・田んぼ活動先進地の情報収集 ・ホームページ及びメーリングリスト等の運営 ・チラシ及び冊子の製作及び配布	逐次	・田んぼ活動先進地 ・インターネット上 ・その他	15名	全ての市民 1000名	150
農業分野における情報通信技術の利活用に関する事業	・農業分野における情報通信技術の利活用の研究及び試行	通年	C0江戸かわごえ初雁の里	5名	全ての市民 100名	50
環境にやさしい農産物の頒布事業	環境にやさしい農産物の頒布	逐次	C0江戸かわごえ初雁の里	15名	全ての市民 100名	20
その他目的を達成するために必要な事業	・井戸掘りプロジェクト ・田んぼの景観づくり ・地域の魅力発掘	逐次	C0江戸かわごえ初雁の里	10名	全ての市民 100名	880

平成30年度 事業計画書

特定非営利活動法人 かわごえ里山イニシアチブ

1 事業実施の方針

川越市や周辺都市すべての住民を対象として、「生きものを育む田んぼ」活動を行う事で誰もが安心して安全に暮らせる自然と人間が共生できる環境豊かな里山づくりを行う。

2 事業の実施に関する事項（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込み額 (千円)
田んぼ活動に関する調査研究事業	・環境にやさしい米づくり ・稲作に関するデータ収集及び分析 ・生きもの調査の実施	・毎週2回 ・毎日 ・年2回	C0江戸かわごえ初雁の里	15名	川越市民及び周辺都市住民 200名	600
講習会・イベント開催事業	講習会・イベント・交流会	年5回以上	C0江戸かわごえ初雁の里、田んぼ、公民館等	15名	川越市民及び周辺都市住民 100名	200
情報収集及び情報発信事業	・田んぼ活動先進地の情報収集 ・ホームページ及びメーリングリスト等の運営 ・チラシ及び冊子の製作及び配布	逐次	・田んぼ活動先進地 ・インターネット上 ・その他	15名	全ての市民 1000名	150
農業分野における情報通信技術の利活用に関する事業	・農業分野における情報通信技術の利活用の研究及び試行	通年	C0江戸かわごえ初雁の里	5名	全ての市民 100名	100
環境にやさしい農産物の頒布事業	環境にやさしい農産物の頒布	逐次	C0江戸かわごえ初雁の里	15名	全ての市民 100名	20
その他目的を達成するために必要な事業	・ポット成苗田植機購入 ・田んぼの景観づくり ・地域の魅力発掘	逐次	C0江戸かわごえ初雁の里	10名	全ての市民 100名	1930

平成29年度 活動予算書
(成立の日から平成30年3月31日まで)

特定非営利活動法人かわごえ里山イニシアチブ

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	116,000		
賛助会員受取会費	4,000	120,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	743,411		
資産受贈益			
施設等受入評価益		743,411	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	500,000		
受取公的助成金	50,000	550,000	
4. 事業収益			
田んぼ活動に関する調査研究事業	550,000		
講習会・イベント開催事業	100,000		
情報収集及び情報発信事業	0		
農業分野における情報通信技術の利活用に関する事業	0		
環境にやさしい農産物の頒布事業	150,000		
その他目的を達成するために必要な事業	0	800,000	
5. その他収益			
受取利息	5		
雑収益		5	
経常収益計			2,213,416
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
印刷製本費	150,000		
業務委託費	400,000		
賃借料	50,000		
水道光熱費	0		
諸会費	0		
諸謝金	200,000		
旅費交通費	0		
消耗品費	300,000		
地代家賃	60,000		
通信運搬費	60,000		
保険料	10,000		
研修費	20,000		
特別経費	650,000		
その他経費計	1,900,000		
事業費計		1,900,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	20,000		
通信運搬費	20,000		
諸会費	10,000		
租税公課	0		
その他経費計	70,000		
管理費計		70,000	
経常費用計			1,970,000
当期正味財産増減額			243,416
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			243,416

平成30年度 活動予算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

特定非営利活動法人かわごえ里山イニシアチブ

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	140,000	
賛助会員受取会費	4,000	144,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	0	
資産受贈益	0	
施設等受入評価益		0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	2,100,000	
受取公的助成金	0	2,100,000
4. 事業収益		
田んぼ活動に関する調査研究事業	600,000	
講習会・イベント開催事業	120,000	
情報収集及び情報発信事業	0	
農業分野における情報通信技術の利活用に関する事業	0	
環境にやさしい農産物の頒布事業	150,000	
その他目的を達成するために必要な事業	0	870,000
5. その他収益		
受取利息	5	
雑収益		5
経常収益計		3,114,005
II 経常費用		
1. 事業費		
(1)人件費		
給与手当		
福利厚生費		
人件費計	0	
(2)その他経費		
印刷製本費	150,000	
業務委託費	400,000	
賃借料	50,000	
水道光熱費	0	
諸会費	0	
諸謝金	220,000	
旅費交通費	0	
消耗品費	320,000	
地代家賃	60,000	
通信運搬費	60,000	
保険料	20,000	
研修費	20,000	
農業機械購入費	1,700,000	
その他経費計	3,000,000	
事業費計		3,000,000
2. 管理費		
(1)人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2)その他経費		
会議費	20,000	
旅費交通費	20,000	
通信運搬費	20,000	
諸会費	10,000	
租税公課	0	
その他経費計	70,000	
管理費計		70,000
経常費用計		3,070,000
当期正味財産増減額		44,005
前期繰越正味財産額		243,416
次期繰越正味財産額		287,421